

## ドイツにおける「コミュニティミュージック」の考 え方- 音楽教育の実践と特徴を踏まえて -

著者	藤山 あやか
雑誌名	紀要
号	25
ページ	(33) - (43)
発行年	2023-03-20
URL	<a href="http://doi.org/10.32125/00000112">http://doi.org/10.32125/00000112</a>

# ドイツにおける「コミュニティミュージック」の考え方 —音楽教育の実践と特徴を踏まえて—

## The Concept of “Community Music” in Germany — Based on Practice and Characteristics of Music Education —

藤山 あやか  
Ayaka TOYAMA

### 抄録：

本稿では、ドイツにおいてコミュニティミュージックがどのように解釈されているのか、また、ドイツの音楽教育におけるコミュニティミュージックの位置付けについて考察する。そのため、筆者のフィールドワークおよび文献調査に基づき、その研究理念と実践について整理する。そして、ドイツのコミュニティミュージックの実践について、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育のそれぞれの教育分野における具体例を示しながら、その成果を見出す。その上で、それぞれの学習機会において具体的にどのような実践がなされているのかを分析する。

### Abstract:

This study examines how community music is interpreted in Germany and the position of community music in German music education. First, its research philosophy and practice will be summarized based on the author's fieldwork and literature review. Then, specific examples of German community music practices in formal, non-formal, and informal education will be presented and their results will be found. Moreover, specific practices in each learning opportunity will be analyzed.

キーワード：コミュニティミュージック、音楽教育、地域音楽活動

Keyword : community music, music education, musical activities in a community

### 1. はじめに

コミュニティミュージックは芸術文化の活性化及び発展に不可欠な要素として、音楽家や研究者、教育現場の中でも関心が高まっており、国際音楽教育協会 International Society for Music Education (ISME) の研究機関であるコミュニティミュージック活動委員会 Community Music Activity (CMA) を中心に研究開発が進められている。また、諸外国の研究者および実践者は、ソーシャルワークや音楽療法、民族音楽学、音楽教育など多様な分野においてコミュニティミュージックの理論に基づく音楽活動を展開し、英国をはじめ学校の音楽科カリキュラムにコミュニティミュージックの考え方が導入され始めている国もある。

一方、コミュニティミュージックが何を指すかは、それぞれの国の文化的背景や環境が反映されて定義されるため、各国の研究者および実践者によって幅広い見解が示されている。また、コミュニティミュージックはCMA 委員会においてその特徴が示されるものの<sup>1</sup>、多岐にわたる音楽活動の展開が期待されて

いることから明確な定義づけはなされていないのである。そのため、コミュニティミュージックには多様な解釈があるものの、「人々が能動的に音楽制作に関わること」を前提として音楽活動が展開されることはすべての定義に一致していると言える。

コミュニティミュージックは、学校内外の相互作用により音楽活動が実践された場合に、その可能性が広がることが期待される<sup>2</sup>。コミュニティミュージックの研究と実践は、コミュニティミュージックの概念が成立した英国で特に盛んに行われている。英国では、コミュニティミュージックを担う人材育成のために国家開発機関の「サウンドセンス」があり、プロの音楽家がコミュニティミュージシャンとして多様なコミュニティで音楽教育プログラムを提供している<sup>3</sup>。たとえば、学校現場で活動するコミュニティミュージシャンは、学校音楽教師との協働により学習プログラムを開発し、音楽科の授業を補完する役割を担っている。このように英国では、コミュニティミュージックを推進するための支援体制が整備されている。一方、他国では、コミュニティミュージシャンという職業は存在しないものの、コミュニティミュージシャンの役割を担う音楽家は存在し、英国の教育実践に類似する事例は確認される。

そこで、本稿では、ドイツにおいてコミュニティミュージックがどのように解釈されているのか、また、音楽教育におけるコミュニティミュージックの位置付けについて考察する。そのため、まずは筆者のフィールドワークおよび文献調査に基づき、その研究理念と実践について整理する。そして、ドイツのコミュニティミュージックの実践について、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育のそれぞれの教育分野における具体例を示しながら、その成果を見出す。

## 2. ドイツにおけるコミュニティミュージックの考え方

ドイツにおいて、コミュニティミュージックとみなされる活動のほとんどは、ソーシャルワーク、音楽療法、芸術教育の分野に関連している<sup>4</sup>。ドイツでは、これまでコミュニティミュージックの活動は社会的文化的アプローチに分類され、音楽教育研究とは一線を画していたが<sup>5</sup>、ISMEの国際的な研究と実践に目が向けられるようになってからコミュニティミュージックを学術的分野として位置付けようとする動きが高まっている。その根拠として、ドイツのコミュニティミュージックの概念をソーシャルワーク、音楽療法、芸術教育などの様々な分野から具体的に探求するために、2016年には国際ジャーナル『International Journal of Community Music』でドイツにおけるコミュニティミュージックの理論構築や事例研究をテーマとした特集が組まれている。

ドイツのコミュニティミュージックを学術的に位置付けるにあたり議論となったのは、学校の音楽教育、音楽学校の音楽教育、オーケストラの教育プログラムなど、歴史的に確立され制度化された音楽教育のカテゴリーと、どのように結びつけていくかであった<sup>6</sup>。これに対して、ベッヒャー（2015）は、ドイツのアマチュアの合唱団、楽団などの楽友協会の活動、バイエルン州のヨーデルやバイエルンダンスをはじめとする伝統音楽はすべて音楽制作に基づくコミュニティミュージックであることを述べている<sup>7</sup>。つまり、伝統音楽の起源はコミュニティミュージックから始まっており、ドイツのコミュニティミュージックは既に存在していることを主張している。この事実から、バンフィ＝ホール（2016）は、音楽活動に携わるすべての者が共通する目的や実践の方向性を持つことの必要性を訴え、コミュニティミュージックとは、ドイツで一般的に適用されている音楽制作のカテゴリーの内部、中間、そして横断的に生じる音楽制作のことを指していると論じている<sup>8</sup>。つまり、コミュニティミュージックはフォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育のすべてを包摂する概念であり、コミュニティミュージックの概念が音楽活動の実践者に認識されることでその可能性が拡張することを示している。

また、ドイツでは難民問題が深刻化しており、この状況を取り巻く課題は学校教育にも直面している。

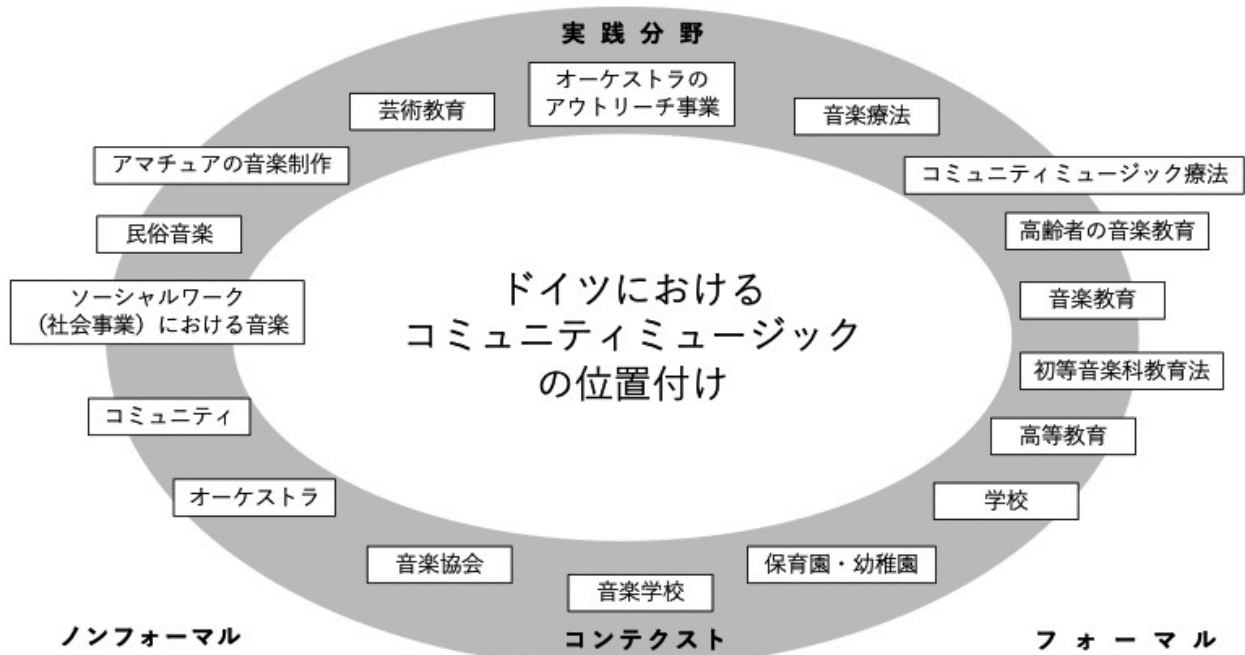


図1 ドイツにおけるコミュニティミュージックの位置付け (De Banffy-Hall, 2016), 筆者訳出

そこで、コミュニティミュージックに基づく実践によってフォーマル教育における音楽教育の充実を図ることは、多文化クラスや教室におけるインクルージョンなどドイツの音楽教育の課題の一部を解決できることが期待されている<sup>9)</sup>。

ケルツ-ヴェルツェル (2009) は、ドイツのコミュニティミュージックを、「コミュニティの文化的生活を豊かにするという点でも社会に影響を与え、恵まれない人々や、音楽文化への関わりがないと考えていた人々に音楽活動の機会を提供することを目的としている<sup>10)</sup>」と述べている。ここでの対象は、主に移民の子どもたちへの文化的学習の促進を指しており、2007年以降、「自分自身を表現するという熱意を生み出し、音楽的アイデンティティを開発すること<sup>11)</sup>」を目指す器楽教育プロジェクト“Jedem Kind ein Instrument (どの子どもたちにも一つの楽器を)” (以下、JeKi) が実施されるようになった。このようなプロジェクトは、「非言語としての音楽を通じて、子どもたちの文化的統合を促す<sup>12)</sup>」ことに意義が認められている。また、クルップ=シュロイスナーら (2018) は、「子どもたちの楽器の選択は両親の教育的地位と関係し、社会経済的地位の高い子どもたちは親の影響や、家庭での音楽への関わりが演奏技能の習得に強い影響を与えている<sup>13)</sup>」との結果を出した上で、JeKiの教育的効果は、公教育で「子どもたちが特定の文化的活動を選択することは、(中略) 実際の社会的地位の保持に貢献する<sup>14)</sup>」ことであると論じている。一方で、JeKiは、すべての子どもたちを主流文化に促す、すなわち音楽によって文化的統合を目指しているとの見解もある。しかし、ヒギンズ (2012) は、コミュニティミュージックは普遍的なアプローチでなく、あくまで個人の特徴や各々の人が達成しうることへの方向性を持っていることを主張する<sup>15)</sup>。したがって、コミュニティミュージックの教育実践は、主流文化への「同化」を目指すための手段として解釈されるものではない。

そして、同国において音楽教育や芸術活動に大幅な資金が投資されているという事実は、子どもや青少年の文化活動に対する資金提供が法律で保障されているということに加え<sup>16)</sup>、伝統的に西洋のクラシック音楽に高い象徴的価値を認めてきたドイツの歴史の変遷がそのまま反映されていることを意味している。以上の視点により、ドイツのコミュニティミュージックの考え方は、まず、教育的枠組みのもと、



公教育・学校教育（フォーマル教育）、学校外教育（ノンフォーマル教育）、インフォーマル教育を包括し、芸術文化振興を目的に展開する音楽活動のことを指し、そして、社会的、政治的、教育的、音楽的な活動の集合体として、すべての子どもたちに音楽を通じて文化的学習を促進する音楽活動であると考えられる。

### 3. コミュニティミュージックの教育的特徴

次に、ドイツにおけるコミュニティミュージックの実践を、音楽教育に関連する事例を取り上げて分析する。前述の通り、ドイツでは2007年以降、JeKiやそれに類似する音楽教育プログラムが各州で実施されるようになった。JeKiは、基礎学校の音楽の授業で2年生以上の子どもたちに楽器の演奏技能を習得させる器楽学習であり、州政府と基礎学校、音楽学校との連携により実施されている<sup>17</sup>。つまり、JeKiの学習は行政と学校、地域社会とのパートナーシップのもとに成り立っている。指導者は音楽学校の講師やフリーランスの音楽家であるが、JeKiの授業は音楽科のカリキュラムに位置付けられているため、基礎学校の音楽教師と連携して授業内容の構成を行なっている。JeKiの特徴は、州政府が主導して運用しているため、教育システムの整備や資金面の確保など、地域社会と連携した教育プログラムを遂行するための組織体制が整っていることである。ドイツ・ハンブルク州では、プロジェクトを管轄する州政府が、JeKiに携わる音楽教師や音楽家を対象とした定期的な協議会や講習会を開催するなどして、教育理念を各機関と共有するとともに、授業カリキュラムや指導法を開発している。また、ハンブルク音楽演劇大学の教育科学部ではJeKiコースが設けられ、音楽専攻の学生は教員養成段階から基礎学校と連携した実践的な教育活動を行なっている<sup>18</sup>。ケルツ-ヴェルツェル（2009）は、学校教育にコミュニティミュージックの視点を入れることは、子どもたちにとって、日々の音楽生活に関わる社会や生活における音楽の本質的な意味を見出すことにつながると述べている。また、コミュニティミュージックは、音楽教育と関連分野との相互作用が生まれる場合に、その可能性が広げられる<sup>19</sup>。したがって、学校教育と地域社会とのパートナーシップのもとに展開される教育実践は、コミュニティミュージックを具現化する教育実践であるとともに、地域社会の音楽文化を担う実践であると言える。

#### 3.1 ドイツにおけるコミュニティミュージックの実践

ドイツをはじめ、他国からの移民の受け入れ等により多民族化が急激に進んでいる諸外国では、音楽を通じた教育プログラムの開発が進められている。音楽の学習は、十分な教育を受けていない子どもたちの文化的学習を促進するために重要視されていることから<sup>20</sup>、公的資金により成り立つ音楽教育プログラムが数多く存在する。ここでは、ドイツ・ハンブルク州近郊の音楽教育プログラムを取り上げるとともに、コミュニティミュージックが多文化共生の教育実践にどのような示唆を与えるのかを考察する。

次項では、ドイツのコミュニティミュージックが公教育・学校教育（フォーマル教育）、学校外教育（ノンフォーマル教育）、インフォーマル教育の相互作用によって機能することを確認するため、それぞれの音楽活動の特徴を整理しながら論じてゆく。

##### 3.1.1 フォーマル教育におけるコミュニティミュージック

フォーマル教育とは、主に小学校から大学に至るまでの教育のことを指し、広く「学校における教育」を指すものである<sup>21</sup>。つまり、教育基本法や学校教育法、大学設置基準など、法律によって制度化されているものがフォーマル教育に当てはまる。我が国の音楽科教育は学習指導要領に基づくカリキュラムにより、教育目標や内容等が統一されているため、一定の教育水準が担保されている。一方、諸外国に目を向けると、教員が自由に教材を選択し、自らカリキュラムを作り、指導法を開発し、評価の内容と方法を決

めることができる国も存在する<sup>22</sup>。まず、フォーマル教育におけるコミュニティミュージックの教育実践を取り上げる前に、ドイツの学校教育制度および音楽科カリキュラムの特徴を確認する。

ドイツでは一般的に、初等教育は基礎学校 Grundschuleにおいて4年間行われ、その後、基幹学校 Hauptschule、実科学校 Realschule、ギムナジウム Gymnasium、ゲザムトシューレ Gesamtschuleのいずれかの学校へ進学する。全16州において、カリキュラムを含めた教育政策の決定権は各州に委ねられているため、その教育制度や学校体系は州によって異なる。一方で、全州に共通する「教育スタンダード Bildungsstandards」の導入により、ドイツ全州で教育に関する統一的な教育課程基準が定められている。音楽科においては共通の学習到達目標が示されていないが、各州で「教育スタンダード」を念頭に置いたカリキュラムが作成され、その学習指導要領に基づく音楽科教育が展開されている。

フォーマル教育の事例に、筆者が2019年9月にフィールドワークを行ったハンブルク州のJeKiを取り上げる。現地視察では、JeKiを導入しているハンブルク市内の4つの基礎学校を訪問し3・4年生対象の授業を全9コマ参観した<sup>23</sup>。これらの現地視察から得た知見に基づき、当該プロジェクトの成果をコミュニティミュージックの視点を踏まえて考察する。

現在、ハンブルク州では全住民の37.4%が移民の背景を持っており<sup>24</sup>、基礎学校に在学する約半数以上の子どもたちが移民の背景を持っている<sup>25</sup>。そこで、音楽を通じた共生社会の実現を目指すために導入されたのが、JeKiである。JeKiは、社会的背景に関わらず、学校教育の中で子どもたちの文化的・音楽的教育を支援することを目的としている<sup>26</sup>。JeKiは、基礎学校2年生以上の子ども一人に一つの楽器を与え、その演奏技能を学校教育の枠組みの中で習得させる器楽学習である。ハンブルク市では2009/2010年度に導入され、ハンブルク教育省 JeKi部門の管轄のもと市内72校の基礎学校で実施されている<sup>27</sup>。JeKiの授業は、カリキュラムに基づいた教科書および指導書はあるものの、講師の大半が独自のテキストを使用して授業を行っている。つまり、個々の教師がオリジナルのカリキュラムをつくり、自由に教材を選択することが可能である。これが、JeKiのカリキュラムと授業実践の特徴である。

ドイツでは、ムジークシューレが設けられるなど、安価なレッスン代や楽器借用費で音楽を学ぶことのできる環境は充実しているものの、移民の子どもたちなど経済的に困難で教育環境に恵まれない家庭の子どもたちにとっては、このような課外音楽活動を体験する機会すら奪われている。そこで、家庭の経済状況にも関わらず、すべての子どもが無償で器楽学習を受けることのできる教育環境を構築するため、学校教育の枠組みでJeKiが導入された。移民の背景を持つ子どもたちの言語習得の困難さ、あるいは文化や慣習の違いから社会的孤立を感じる事が問題視されているなかで、器楽学習は必ずしも言語による表現活動に重点を置いておらず、子どもたちのコミュニティをつくる手段として重要な役割を担っていると言える。他州ではJeKiに類似したプログラムが展開されており、“Jedem Kind Instrumente, Tanzen, Singen (どの子どもたちにも楽器、ダンス、歌を)” や、“Jedem Kind seine Stimme (すべての子どもが自分の声で)” など、楽器のみならず歌やダンスを取り入れるプロジェクトなどが実施されている<sup>28</sup>。一方で、ハンブルク州においては比較的規模も小さく、プロジェクトの運用資金は、公的資金をはじめ地方の銀行や企業スポンサー、個人の寄付金により供給され潤沢な教育予算が確保されているため器楽教育に特化したプロジェクトが続けられている。

JeKiの運営面をみると、ハンブルク州と学校現場、そして音楽学校の講師など地域社会が連携した組織的な仕組みとして理想的な連携体制のあり方を示している。このような音楽教育の取組みは、学修成果発表会を通じて学外に発信することで子どもたちが家族や地域とつながるきっかけとなり、社会的相互作用のもとに音楽文化を発展させてゆくコミュニティミュージックの理想的な教育モデルとなる。ドイツのコミュニティミュージックは、参加者の個人的・社会的な成長を促すと同時に、コミュニティの文化的生

活を豊かにするという点でも社会に影響を与え、社会的・経済的に恵まれない人々や音楽文化への関わりがほとんどないと考えられていた人々に対して、音楽制作の機会を提供する活動だと考えられている<sup>29</sup>。この理念を具現化するために、高額な助成を受けて成り立つ教育プログラムモデルとしてJeKiがあげられる。JeKiは、学校における音楽との出会いを促す教育プログラムとして、子どもたちの音楽的価値とアイデンティティの形成につながるということが報告されている<sup>30</sup>。これは、子どもたちが楽器演奏を通じて、互いの音楽を共有する機会を得たことで生み出された成果であると言える。コミュニティミュージックの実践は、グループによる共同作業を通じた音楽制作を体験させることに教育的意義が見出される。さらに、JeKiのような教育プログラムにより、音楽家が学校教育に参画して音楽活動を拡張していくことで、音楽教育が学校教育の枠組みを超え、地域文化の発展にも寄与することが期待されるのである。

### 3.1.2 ノンフォーマル教育におけるコミュニティミュージック

ノンフォーマル教育とは、学校教育の枠組みの外で、特定の集団に対して一定の様式の学習を用意する、組織化され、体系化された教育活動を指す<sup>31</sup>。たとえば、大学公開講座や通信教育など進学や就職、個人のスキルアップや地域課題解決を目的にした活動が当てはまる。ドイツの学校外教育には、ムジークシューレ Musikschule、キルヒェンムジークシューレ Kirchenmusikschule<sup>32</sup>、フォルクスホーホシューレ Volkshochschule<sup>33</sup> などがあり、多様な場所で幅広い年齢層を対象とする音楽活動が展開されている。ドイツにおける学校外教育の事例には、ムジークシューレ（音楽学校）が代表されよう。ドイツでは、幼少児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に活動する公的支援のムジークシューレがある。ムジークシューレは、たいていの地方自治体に設けられており、ドイツ国内で933校、約140万人を超える生徒が通っている<sup>34</sup>。たとえば、児童・生徒はそれぞれの学校での通常授業が終わった後にムジークシューレに通う。運営面については、ほとんどが各州の予算から計上されているため<sup>35</sup>、廉価な受講料でプライベートレッスンを受けることができる。我が国では、学校教育における課外活動の一環として部活動があり、通常、放課後に学校施設を利用してさまざまな活動が行われている。これは、教育課程との関連を図りながら行う教育活動の一つであるが、ドイツにおける課外活動は、施設運用については密接な関係を持っているものの学校教育とは切り離された組織によるものであり、いわゆる部活動ではない。したがって、音楽学校所属の生徒はかならずしも同学校の所属の生徒ではなく、他の学校の生徒、あるいは児童も音楽学校で器楽や声楽のレッスンを受講している。

音楽学校の他にも、個人が立ち上げた非営利団体の音楽学校や音楽教室など様々な場でノンフォーマル教育が実施されている。そのため、学校外教育として多様な音楽活動が展開されているが、ここでは、前述のJeKiプロジェクトと関連するノンフォーマル教育の事例を取り上げる。

Übehaus Krayは、ドイツのノルトライン＝ヴェストファーレン州エッセン地区のクライ市の事例であり、日本語で「クライの練習室」を意味する。ノルトライン＝ヴェストファーレン州は、2007年にドイツで初めてJeKiが導入された州である。同州は、移民の背景をもつ人々は約560万人とドイツ国内で最も多く、その割合は全人口の3分の1程度に相当する<sup>36</sup>。特に、Übehaus Krayがあるエッセン地区は、移民の割合が高く社会経済的困難を抱える人々が多くみられる地域である。Übehaus Krayは、クライ市の地区で基礎学校の音楽教師をしていたマティアス・リーチェル Matthias Rietschel氏が、2013年に旧市庁舎Krayに設立した非営利団体である<sup>37</sup>。当プロジェクトでは、学校のJeKiあるいはJeKitsの授業についていけない子どもたちを対象に、音楽を習うための準備として週1～2回程度のレッスンを実施している。活動の主な目的は、恵まれない子どもたちや若者に文化教育の機会を与えることである。特に、旧ユーゴスラビアやアラブ出身の子どもたち、自宅で楽器を練習することができない子どもたちに、多様な音楽体



験の場を提供することで、自己効力感、人間関係の構築、音楽的能力の発達を促している。活動場所は、クライ市の旧市庁舎、エッセン地区の3つの小学校、4つの保育所、クライの保護施設（Asylheim Grimbergstrasse Kray）などである。

子どもたちは多様な国々から集まってきているため、音楽教師も多様な文化的背景を持つ者を採用し、現在は8カ国から計13名を契約雇用している。ここでの活動では、子どもの出身地の音楽文化をグループ活動に反映することを重視していることから、アラビア語、ブルガリア語、クロアチア語、ポルトガル語、ヒンドゥー語など多様な言語と民族音楽を用いながら少人数体制でレッスンをしている。レッスン以外にも、エッセンフィルハーモニー管弦楽団のプロジェクト「Musik kommt um die Ecke」により、プロの音楽家とアンサンブルを経験することや、音楽家とのコラボレーションで物語の中に即興で伴奏をつけるなど創造的な表現活動を展開している。それは、KITA<sup>38</sup>に通う子どもたちが、かならずしも長短調のハーモニーをベースにした西洋音楽を好むわけではなく、無調やマルチリズムの音楽に親しむ傾向にあることから、ワールドミュージックを用いて世界の様々な音楽要素を取り入れて活動を実施している<sup>39</sup>。Übehaus Krayが企画するプロジェクトには、これまでに450人以上の子どもたちが参加している。Übehaus Krayの取り組みは、課外活動でありながらも保育所、小学校、地域のプロの音楽家とのつながりから実現され、保育園や小学校に通う子どもたちとその家族に、誰にでも参加できる音楽体験を無償で提供していることが特徴的である。

連携パートナーには、エッセンのフォルクヴァング音楽学校、エッセンフィルハーモニー管弦楽団、エッセンフォルクヴァング室内管弦楽団、フォルクヴァング芸術大学などがあり、彼らはプロの音楽家たちとともに活動している。フォルクヴァング芸術大学との連携では、器楽や声楽、音楽教育学を学ぶ学生とのパートナーシップによる音楽活動や、基礎学校の教員研修を行なっている。このパートナーシップにより、学生は教員養成段階よりコミュニティミュージシャンとして地域の音楽活動に参画する機会を得ているのである。また、Übehaus Krayは、2020年からエッセン市の機関およびノルトライン＝ヴェストファーレン州と連邦政府から資金提供、エッセン市の銀行や個人寄附を受けて運用されている。このように、個人が立ち上げた音楽教育プロジェクトにおいても、連邦政府や行政から資金面でのサポートが受けられることが、ドイツにおける課外音楽活動の進展につながっていると見えよう。

### 3.1.3 インフォーマル教育におけるコミュニティミュージック

インフォーマル教育とは、フォーマル教育のような組織的・体系的教育ではなく、習俗的・無意図的な教育機能のことを指す<sup>40</sup>。具体的には、日常生活において教養を身につけること、生きがいをつくることを目的とした生涯学習などが当てはまる。

インフォーマル教育の事例には、ドイツのハンブルク州で実施されている取り組み「Musiker ohne Grenzen」を取り上げる。Musiker ohne Grenzenは日本語で「国境なきミュージシャン」を意味し、国境なき音楽家が人々の生活状況に関係なく、音楽を通じて人々のネットワークを広げようとするプロジェクトである。国境なきミュージシャンは、音楽を通じて犯罪・家庭内暴力など社会的に恵まれない地域での生活の改善を目指している。Musiker ohne Grenzenはハンブルクを拠点とする非営利団体で、2007年に設立された。当団体が目指すのは、創造的な音楽プロジェクトを世界的なネットワークのもとに実践することであり、人々の生活状況に関係なく音楽に参加する機会を提供することである。そして、その活動は子どもや若者、大人まで世代を超えた幅広い参加者を対象とし、世界規模のプロジェクトで楽器を学び、音楽を通じて社会変革を起こすことを目的としている。特に、音楽をする権利を奪われた人々や、社会的に不利な立場に置かれた人々に対して音楽に参加する機会を提供する必要性が認識されているのである。



また、Musiker ohne Grenzenの活動は、ハンブルク音楽演劇大学大学の「Künstlerische Exzellenz in gesellschaftlicher Verantwortung (社会的責任における芸術的卓越性)」の指針に従い、学生が主体となり、学生自身が教師となることで音楽活動を企画し、実行していることが特徴にあげられる。

当プロジェクトの始まりは、2005年から2006年にかけて、マグダレーナ・エイブラムス氏 Magdalena Abramsがエクアドルのグアヤキル地区のグアスモ・スールで、社会的に恵まれない人々に向けてボランティア活動として音楽活動を行い、地域開発プロジェクト「Asociación Movimiento Mi Cometa」の協力を得て、近隣住民のために音楽学校を設立したことがきっかけとなっている。そして、2007年には、15名の音楽大学の学生が6週間の試験的な音楽教育プロジェクトを開始した。彼らは、音楽の学習プロセスの中で音楽を通じた異文化体験を促すことに焦点を当てていた。この活動が発展し、2008年3月、ハンブルク音楽演劇大学の学生グループが、グアスモ・スールの音楽学校に対して人的資源、財政的資源、楽器の現物による寄付などの支援をするために、非営利団体としてMusiker ohne Grenzenを設立した。2013年以降、国内外の音楽関係団体の協力により、エクアドル、ガーナ、ジャマイカで音楽学校プロジェクトの立ち上げにも関与するなど、ハンブルク州を拠点としながらも世界的規模で活動を進展させている。

ハンブルク州では、Musiker ohne Grenzenに所属するミュージシャンが、ハンブルク州との様々な機関とのパートナーシップのもとに活動を行なっている。いずれの活動も、企画の主体はハンブルク州近郊の大学生である。当プロジェクトは、参加者の文化的背景を尊重し、学習者と教師の相互作用により音楽体験を拡張させること焦点が当てられている。特に、諸外国からの移民やシリアを中心とする難民の子どもたちを対象に、音楽を通して居場所を見つけられるようにすることも目的となっている。プロジェクトの運用資金は、地域の財団や企業スポンサー、個人寄附によりサポートされている。また、連携パートナーには、ハンブルクの自由青少年協会ワーキンググループ、ハンブルクの市民財団（カール・アンドレアス・ヴォス相続人財団）、ハンブルクアルトナおよびミッテ地区協会、非営利団体のルイゼンホーフ<sup>4)</sup>が関与している。

ドイツの音楽教育プロジェクトは、個人のビジョンを具現化するために、財団や大学から資金を支援してもらい活動を開始することがプロジェクト成立のきっかけとなっている。音楽活動に対する資金面は連邦政府や州、財団を中心としてその支援体制が整備されているため、学生自らが音楽プロジェクトを企画することが日常的に実践されているのである。

#### 4. まとめ

ドイツにおける音楽教育は、コミュニティミュージックというカテゴリーの中では具体的な形で実践されていないものでも、伝統的に教会音楽やクラシック音楽が市民の生活の中に根付いていたことを踏まえると、コミュニティミュージックはあらかじめ浸透しており、特にそれがコミュニティミュージックだと意識されることなく実践されていたと捉えることができる。ドイツでは、幅広い人々を対象として音楽教育の機会が多様な形態で提供されており、連邦政府や行政あるいは財団などの支援体制のもとにコミュニティミュージックが展開されていることは注目すべき点であろう。特に、資金面からのサポートによって、学校教育以外の場でも組織的な取組みを展開することが可能となり、多くの音楽教育プログラムの継続性を担保している。そして、その実践は教育機関や地域社会、行政の連携によって成り立っており、この連携体制による教育実践はコミュニティミュージックが目指す音楽活動を具現化していると言える。

本稿では、ハンブルク州近郊の取組みを取り上げ、フォーマル教育、ノンフォーマル教育、インフォーマル教育において、音楽教育がどのような形態で実践されているのかを概観した。また、ドイツのコミュニティミュージックが、特に移民の子どもたちを対象とし、すべての子どもたちに音楽活動の機会を提供

することを目的としていることから、それぞれの学習機会において具体的にどのような実践がなされているのかを整理した。ここで明らかとなったのは、学校教育に限らず、地域社会における課外音楽活動においても音楽教育との関係を持った活動は以前から存在しており、多様な主体が音楽活動を展開するも、その活動形態は組織的に運用されていることである。これらの事例からは、学校教育の枠組みを超えて子どもたちの音楽学習をサポートする環境が整っていることが明らかである。

音楽教育の視点から見ると、コミュニティミュージックが目指すものは、学校と外部機関の相互作用による音楽活動を活性化させることであり、すべての音楽活動を包摂する概念として新たな音楽文化の創造に寄与することであると考えられる。そのためには、各主体の連携・協働が不可欠であり、この連携体制を構築するためには音楽活動を先導する人材が必要となる。ドイツで実践されている音楽教育を見ると、行政あるいは学校音楽教師、音楽家はその役割を担っているが、特に、行政主導の音楽教育プログラムが存在することが、ドイツにおけるコミュニティミュージックの特徴の一つであろう。

我が国において、コミュニティミュージックの概念は未だ浸透しておらず、コミュニティミュージックの理論は十分に考察されているとは言い難い。しかし、音楽教育や学習は学校や地域など幅広い場で提供されており、学校での音楽活動、地域に根づく郷土の音楽を概観すると、コミュニティミュージックの実践は既に存在していると言っても良い。中央審議会の答申では、令和5年度以降、学校の働き方改革を踏まえた部活動の地域移行が推進されるなど、学校の教育活動を持続的に進めていくためには地域人材の協力が不可欠な状況となっている。そのため、学校と地域を結ぶための理論基盤の構築に向けてコミュニティミュージックの実践から示唆を得ることは有意義であると考えられる。今後、諸外国におけるコミュニティミュージックの研究および実践から国際的動向を把握し、多様な視点からコミュニティミュージックのコンセプトを考察することで、学校と地域の音楽文化が共に発展していくための新たな音楽教育の理論を導きたい。

藤山あやか 子ども学科講師・音楽教育学

## 註

- 1 カリ・ヴェブレンを議長とするトロントで開催されたCMA委員会の最終本会議において、14のコミュニティミュージックの特徴が明言された。Olsson, Bengt., & Veblen, Kari. (2002). Community music: Toward an international overview. In Colwell, R. J., Richardson, C. P., & McCarthy, M. (Eds.), *The New Handbook of Research on Music Teaching and Learning*. pp. 733-734.
- 2 Higgins, Lee., & Bartleet, Brydie-Leigh. (2012). The Community Music Facilitator and School Music Education. *The Oxford Handbook of Music Education*. 1. pp. 496-511.
- 3 サウンドセンスは1989年12月に設立され、コミュニティミュージックの実践開発と、コミュニティミュージシャンの人材育成を担う機関である。コミュニティミュージシャンが継続的に音楽活動を実践するために、資金面のサポート体制も整えている。
- 4 Burkhard, Hill. (2016). Sociocultural work and Community Music in Germany, *International Journal of Community Music*, Vol. 9, pp. 7-21.
- 5 Gruhn, Wilfried. (2004). 'Mapping music education research in Germany', *Psychology of Music*, 32 (3), pp. 311-321.
- 6 De Banffy-Hall, Alicia. (2016). Developing community music in Germany: The journey to this journal issue. *International Journal of Community Music* 9 (1). p. 102.

- 7 Becher, Eva. (2015) . Zwei Begriffe - ein Phänomen Community Music & Volksmusik / Two terms - one phenomenon community music and folk music, *zwiefach*, 59 (1) , pp. 56-57.
- 8 De Banffy-Hall 同掲書, p. 101.
- 9 Kertz-Welzel, Alexandra. (2013) . Internationalizing and localizing: Shaping community music in Germany. *International Journal of Community Music Vol.6* (3) . pp. 263-272.
- 10 Kertz-Welzel, Alexandra. (2009) . A matter of comparative music education? Community music in Germany. *International Journal of Community Music Vol. 1* (3) . pp. 401-409.
- 11 Krupp-Schleußner, Valerie., & Lehmann-Wermser, Andreas. (2018) . An instrument for every child: a study on long-term effects of extended music education in German primary schools. *Music Education Research Vol. 1*. p. 44.
- 12 Frankenberg, Emily. et. al. (2016) . The influence of musical training on acculturation processes in migrant children, *Psychology of Music Vol. 44*. p. 114.
- 13 Krupp-Schleußner, & Lehmann-Wermser 同掲書 p. 55.
- 14 Krupp-Schleußner, & Lehmann-Wermser 同掲書 p. 55.
- 15 Higgins, Lee. (2012) . *Community Music in Theory and Practice*. Oxford University Press. p. 11.
- 16 Josties, Elke. (2016) . 'Community Music' in Germany? An attempt to untangle German and English concepts in the context of music and pedagogy, *International Journal of Community Music Vol. 9*. p.28.
- 17 当該プロジェクトについては、次の論文で現地視察の様子を報告した。藤山あやか (2020) 「ドイツの音楽教育における多文化共生に向けた取組み —ハンブルク州 Jedem Kind ein Instrument プロジェクトの事例から—」『滋賀文教短期大学研究紀要』第22号, pp. 29-38.
- 18 ハンブルク音楽演劇大学ホームページ <https://www.hfmt-hamburg.de/paedagogik-und-wissenschaft/jeki/>, 2023年1月10日最終閲覧
- 19 Grosse, Thomas. (2016) . Music-making and the master-pupil tradition in teaching: The current state of music education in Germany and Community Music. *International Journal of Community Music Vol. 9* (1) . pp. 83-98.
- 20 Lehmann-Wermser, Andreas. (2013) . Music Education in Germany: On Policies and Rhetoric. *Arts Education Policy Review* 114 (3) . pp. 126-134.
- 21 中央教育審議会生涯学習分科会「資料3-2 多様な生涯学習機会の分類について」[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/010/siryou/\\_icsFiles/afiedfile/2015/06/24/1359174\\_3\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/010/siryou/_icsFiles/afiedfile/2015/06/24/1359174_3_2.pdf), 2023年1月10日最終閲覧
- 22 小川昌文ほか (2021) 「「マイミュージック理論」の学校教育への導入の必然性 ～横浜国立大学附属鎌倉小学校・中学校における実践の省察を踏まえて～」『横浜国立大学教育学部紀要. I, 教育科学第4巻』, p. 49.
- 23 視察授業は、カール・コーン基礎学校 (ジャンベ、ギター)、ターデン・シュトラセ基礎学校 (ジャンベ、ヴァイオリン、キーボード)、トラーパーヴェーク基礎学校 (チェロ、ギター)、アルンキール・シュトラセ基礎学校 (ギター、コルネット) である。
- 24 ハンブルクおよびシュレースヴィヒホルシュタイン州の統計調査, [https://www.statistik-nord.de/fileadmin/Dokumente/Presseinformationen/SI22\\_084.pdf](https://www.statistik-nord.de/fileadmin/Dokumente/Presseinformationen/SI22_084.pdf), 2023年1月10日最終閲覧
- 25 ハンブルク州ホームページ「2021/22学年度における移民を持つ生徒と持たない生徒の割合」,

- <https://www.hamburg.de/schuljahr-in-zahlen/4662018/sus-migrationshintergrund/>, 2023年1月10日最終閲覧
- 26 Krupp-Schleußner, Valerie., & Lehmann-Wermser, Andreas. (2018) . An instrument for every child: a study on long-term effects of extended music education in German primary schools. Music Education Research Vol. 1. pp. 44-57.
  - 27 JeKiプロジェクトに参加する基礎学校, <https://www.hamburg.de/jeki/2720198/teilnehmende-schulen/>, 2023年1月10日最終閲覧
  - 28 尾見敦子, 井下べに (2018) 「ドイツにおける学校音楽の推進プログラム —ノイス市の“Jedem Kind seine Stimme” プロジェクトの事例から—」『川村学園女子大学研究紀要第29巻第2号』 pp. 137-160.
  - 29 Kertz-Welzel 同掲書, pp. 401-409.
  - 30 Pitts, Stephanie. (2012) . Chances and Choices: Exploring the Impact of Music Education. New York: Oxford University Press.
  - 31 中央教育審議会生涯学習分科会, 同掲書
  - 32 教会に所属する家庭の子どもたちの教育を目的としており、教会の施設を無償で使用でき、参加者は無償でレッスンを受けることができる。教師は教会所属の音楽監督・オルガン奏者で、基本的にはレッスンのために別途謝礼を受け取ることはしておらず、音楽監督の職務として行っている。
  - 33 ドイツの生涯学習機関を指し、市民対象の教養講座を開講している。地方自治体によって運営されている。
  - 34 ドイツ音楽学校協会ホームページ, <https://www.musikschulen.de/>, 2023年1月10日最終閲覧
  - 35 地方自治体や州、およびその他からの公的資金は、約4,900万ユーロ(約71億円)が徴収されている(2022年11月19日現在)。上記ホームページ参照。
  - 36 MEDIENDIENST INTEGRATION 「ノルトライン＝ヴェストファーレン州への移住と統合」, <https://mediendienst-integration.de/artikel/migration-und-integration-in-nrw.html>, 2023年1月10日最終閲覧
  - 37 Übehaus Kray e.V. ホームページ, <https://uebehaus.de/>, 2023年1月10日最終閲覧
  - 38 保育所、幼稚園、学童保育所を一つの区域に集めた統合型保育施設。
  - 39 Matthias, Rietschel. (2018/2019) . Jedes Kind lebt Fantasie - Im Übehaus. Kray EPTA-Dokumentation. European Piano Teachers Association Sektion der Bundesrepublik Deutschland. pp. 60-64.
  - 40 中央教育審議会生涯学習分科会, 同掲書
  - 41 シュレースヴィヒホルシュタイン州とハンブルク州で、障害者、社会的に恵まれない人々の支援を行う施設。



